

<研究ノート>

コメンタリー：インド2013年会社法第135条(CSR)及び関連法規
(2020年8月24日最終改正)

赤塚尚之

I はじめに

インド「2013年会社法(The Companies Act, 2013)」の第135条(Corporate Social Responsibility)は、所定の要件を充足する会社に対し、直近の3会計年度に計上した「純利益」の平均の2%以上の額を、CSR活動に支出することを義務づけている¹⁾。

会社法第135条及び同法「別紙Ⅶ(Schedule Ⅶ)」並びに関連する施行規則である「2014年CSR方針規則(The Companies(Corporate Social Responsibility Policy) Rules, 2014)」は、施行(2014年4月1日)以降、改正法²⁾並びに「通達(general circular)」³⁾、「公示(notification)」、「正誤表(Corrigenda)」及び「省内覚書(Office Memorandum)」をつうじて、頻繁に改正や明確化が行われてきた⁴⁾。直近の改正としては、2019年7月、法第135条第5項の本文及び第二但書に文言が追加されるとともに、第6項ないし

第8項が新設された(2019年7月31日付、現時点においていずれも未施行)。さらに、2020年8月には、COVID-19対応を目的とする法別紙Ⅶ及びCSR方針規則の改正(直近の改正は2020年8月24日付)が行われたところである。

頻繁に改正や明確化が行われる法第135条及びそれに関連する諸法規を正確に理解するためには、改正箇所や明確化された事項を適時に把握することはもちろん、改正や明確化が行われるつど、体系的な整理を行うことにより、CSR関連法規の全体像を把握するようつとめる必要があると考える⁵⁾。しかるに、インド会社法の代表的な「逐条解説書」であるRamaiya(2015)(第18版)は、2015年以降改訂が行われていない⁶⁾。また、日本においては、筆者の知る限りにおいて、JETRO、会計事務所、法律事務所及び銀行系シンクタンク等によって、法第135条及びそれに関連する改正や明確化について、主としてインターネット上において適時に情報提供されているものの、CSR関連法規の全体

- 1) CSR(Corporate Social Responsibility)とは、法別紙Ⅶ(XI節(11.1)を参照)に列挙された諸活動に関連するプロジェクト・プログラム又は法別紙Ⅶに列挙された諸活動を盛り込んだCSR方針に基づき会社(取締役会)が選択した諸活動に関連するプロジェクト・プログラムをいう(CSR方針規則第2条第1項(c))。
- 2) 本稿が対象とする会社法第135条(最終改正：2019年7月31日)及びCSR方針規則(最終改正：2020年8月24日)の改正の状況については、補遺1(表6及び表7)を参照。また、本稿が対象とする会社法別紙Ⅶ(最終改正：2020年8月24日)の改正状況については、XI節(11.1及び関連する脚注)を参照。その他、成案には至っていないものの、2020年3月には、CSR方針規則の大幅な改正を目的とした草案(MCA 2020c)も公表されていた。なお、本稿は、現行制度に対する無用な誤解が生じることを避けるべく、当該草案については取り上げない。
- 3) 本稿において繰り返し参照するとおり、2014年通達第21号(6月18日付)及び2016年通達第1号(1月12日付)が、とくに重要な通達である。
- 4) その他、法第135条に関連する「委員会報告書」(MCA 2015a, 2016a, 2018a, and 2019c)も公表されている。
- 5) もちろん、これは、法第135条に限ったことではない。
- 6) ちなみに、第18版は、法第135条に関しては2014年通達第36号(9月17日付)まで、法別紙Ⅶに関しては2014年8月6日付公示(G.S.R. 568(E))まで、CSR方針規則に関しては2014年改正CSR方針規則までフォローしている(Ramaiya 2015, pp. 2522-2533)。また、1956年会社法を対象とした第17版は2010年、第16版は2004年、第15版は2001年にそれぞれ刊行されている。

像がそのつど提示されることはないように思われる。なお、幸いなことに、インド会社法及び関連法規並びに改正・明確化に関する各種資料については、すべてインド企業省 (Ministry of Corporate Affairs; MCA) のウェブサイトから入手することができる⁷⁾。

そこで、本稿は、直近の改正をふまえた2020年8月24日時点における法第135条及び法別紙Ⅶ並びにCSR方針規則(通達等を含む)について、体系的に整理を行う。

ちなみに、本稿は、様々な目的意識・問題意識からインド2013年会社法第135条及びその関連法規に関心を有する読者諸賢の体系的な理解に資することを目的とするほか、筆者個人としては“Mandatory CSR”⁸⁾の有効性の検証とそれに基づく政策提言という研究目標の達成に資することを目的としている。

II CSR委員会の設置義務 (法第135条第1項)

2.1 CSR委員会の設置要件

直近の会計年度⁹⁾において、①純資産¹⁰⁾が50億ルピー以上、②売上高¹¹⁾が100億ルピー以上、③純利益¹²⁾が5,000万ルピー以上のいずれかに該当する会社は、CSR委員会(Corporate Social Responsibility Committee; CSR Committee¹³⁾)を設置しなければならない(法第135条第1項)。

法第135条第1項は、すべての会社に適用される¹⁴⁾(2016年通達第1号(1月12日付)FAQ No.1)。したがって、法第135条にいう「会社」¹⁵⁾は、(上場・非上場の)公開会社であるか非公開会社であるかを問わない¹⁶⁾。親会社(法第2条第46項)、子会社¹⁷⁾(法第2条第87項)、インド国内に支店・プロジェクトオフィスを擁する外国会社¹⁸⁾(法第2条第42項)も、法第135条にいう「会社」に

7) <http://ebook.mca.gov.in/default.aspx>

8) 法を根拠として強制されるCSR活動は、会社が自発的に実施するCSR活動(Voluntary CSR)との対比において、“Mandatory CSR”とよばれる。インドにおける“Mandatory CSR”の有効性については、インド国内の上場公開会社を対象とした実証研究が、インド内外において蓄積されつつある。

9) 「会計年度(financial year)」は、原則として4月1日から3月31日に統一されている(法第2条第41項)。また、「直近の」会計年度(immediately preceding financial year)、つまり、前年度における総資産、売上高又は純利益を用いることについては、2017年改正会社法第37条(i)(a)による。

10) 「純資産(net worth)」とは、監査済みの貸借対照表における払込資本、利益を源泉とするすべての剰余金、株式プレミアム勘定及び当期純損益の貸方又は借方残高の合計から、各種控除項目(繰越欠損金及び前払費用その他の経過勘定項目)を控除した額をいう。なお、資産の再評価、減価償却の戻入れ及び合併を源泉とする剰余金は、純資産の構成要素ではない(法第2条第57項)。

11) 「売上高(turnover)」とは、財の販売又は(及び)用役の提供によって1会計年度に損益計算書に認識された収益(revenue)の総額をいう(法第2条第91項)。

12) 「純利益(net profit)」とは、法第198条に基づき算定された額をいう(法第135条第5項解説(Explanation))。法第198条にいう「純利益」の算定方法については、XIII節(13.1(表1))及び補遺5(表10)を参照。

13) CSR方針規則においては、“CSR Committee”と表記される(CSR方針規則第2条第1項(d))。

14) 適用除外又は猶予規定については、IX節を参照。また、あわせて付記1の(c)を参照。

15) 「会社(company)」とは、2013年会社法(又は1956年会社法)に基づき法人化された会社をいう(法第2条第20項)。

16) 「公開会社(public company)」とは、最低払込資本金の要件を充足し、かつ、非公開会社に該当しない会社をいう(法第2条第71項)。また、「非公開会社(private company)」とは、最低払込資本金の要件を充足し、かつ、定款に次の事項のすべてを記載している会社をいう(法第2条第68項)。

- ・株式の譲渡を制限していること。
- ・一人会社を除き、株主を200名以下に制限していること。
- ・証券の公募を禁じていること。

17) 親会社と子会社は、別個に要件の充足を判定する(2016年通達第1号FAQ No. 8)。

18) 外国会社に対する法第135条の適用については、別途取扱いが定められている(X節を参照)。

該当する (CSR 方針規則第3条第1項)。さらに、公益を目的とする会社 (Companies with Charitable Objects) (法第8条) も、法第135条にいう「会社」に該当する (2016年通達第1号 FAQ No.9)。

2.2 CSR 委員会の人員構成

CSR 委員会は、3名以上の取締役¹⁹⁾をもって構成しなければならない。また、取締役のうち少なくとも1名は、独立取締役²⁰⁾でなければならない (法第135条第1項)。

これについて、取締役総数の3分の1以上が独立取締役であることを求める法第149条第4項の適用を受けない会社の CSR 委員会は、2名以上の取締役をもって構成すれば足りる (法第135条第1項但書)。なお、法第149条第4項は、上場公開会社を対象とするものである²¹⁾。したがって、端的に言えば、非上場の公開会社及び非公開会社が、「法第149条第4項の適用を受けない会社」に該当する。

また、独立取締役の登用を要しない会社²²⁾は、CSR 委員会を設置することを目的として、独立取締役を新規に登用する必要はない (CSR 方針規則第5条第1項 (i))。また、取締役が2名しかいない非公開会社²³⁾は、当該2名の取締役をもって CSR 委員会を構成すれば足りる (CSR 方針規則第5条第1項 (ii))。

III CSR 委員会の人員構成の開示にかかる取締役会の義務 (法第135条第2項)

CSR 委員会の設置を要する会社の取締役会²⁴⁾は、法第134条第3項に基づく取締役会報告書において、CSR 委員会の人員構成を開示しなければならない²⁵⁾。

IV CSR 委員会の義務 (法第135条第3項)

CSR 委員会は、次の義務を負う (法第135条第3項)。

- (a) CSR 方針を策定し、取締役会に具申する。
- (b) CSR 方針に基づく CSR 活動によって生じる支出額を、取締役会に具申する。
- (c) 会社の CSR 方針を、適宜モニタリングする。

(c) に関して、CSR 委員会は、会社の CSR プロジェクト、CSR プログラム又は CSR 活動の実施をモニタリングするための透明性を有する体制を構築しなければならない (CSR 方針規則第5条第2項)。

また、CSR 方針 (Corporate Social Responsibility Policy; CSR Policy²⁶⁾) については、次のとおり定められている。

- ・ CSR 方針は、法別紙 VII に基づき会社が行う CSR 活動を明確にしなければならない (法第135条第3項 (a))。

19) 「取締役 (director)」とは、会社の取締役会から指名された者をいう (法第2条第34項)。

20) 「独立取締役 (independent director)」とは、法第149条第6項が定める適格要件を充足する者をいう (法第2条第47項)。独立取締役の適格要件については、補遺2を参照。

21) 公開会社の取締役総数は、3名以上15名以下とされる (法第149条第1項)。

22) ①払込資本額1億ルピー以上、②売上高10億ルピー以上又は③負債総額5億ルピー超の公開会社は、2名以上の独立取締役を登用する必要がある (「取締役の登用及び適性に関する施行規則」第4条第1項)。なお、当該規定は、他の規定により3名以上の独立取締役の登用が求められる会社には適用されない (「取締役の登用及び適性に関する施行規則」第4条第1項第四但書)。

23) 非公開会社は、独立取締役を登用する必要はない。また、非公開会社の取締役総数は、2名以上15名以下とされる (法第149条第1項)。

24) 取締役会の義務については、V 節をあわせて参照。

25) 取締役会報告書における CSR 活動報告については、XIV 節を参照。

26) CSR 方針規則においては、「CSR Policy」と表記される (CSR 方針規則第2条第1項 (e))。

- ・ CSR方針は、法別紙Ⅶに基づき会社が行う CSR活動と関連を有し、CSR活動によって生じる支出と関連を有する（CSR方針規則第2条第1項(e)）。
- ・ CSR方針には、とくに次の事項を盛り込まなければならない（CSR方針規則第6条第1項）。
 - (i) 法別紙Ⅶに基づき予定している CSRプロジェクト又は CSRプログラムの一覧で、その実施方法及び時期を明確にしたもの。
 - (ii) CSRプロジェクト又は CSRプログラムをモニタリングするプロセス。
- ・ CSR方針は、CSR活動によって生じた「剰余(surplus)」が会社の「事業利益(business profit)」を構成しないことを明確にしなければならない（CSR方針規則第6条第2項）。

V 取締役会の義務

(法第135条第4項及び第5項)

CSR委員会の設置を要する会社の取締役会は、次の義務を負う（法第135条第4項及びCSR方針規則第6条第1項第二但書）。

- (a) CSR委員会が策定したCSR方針を審議のうえ承認し、それを取締役会報告書において開示する。ウェブサイト有する会社は、ウェブサイトにおいても取締役会報告書と同様の内容を開示する²⁷⁾。
- (b) CSR方針に盛り込まれた諸活動が実施されることを、確実なものとする(ensure)。また、CSR方針に盛り込まれた諸活動が法別紙Ⅶと関連を有することを、確実なものとする。

また、CSR委員会の設置を要する会社の取締役会は、各会計年度において、直近の3会計年度に計上した「純利益」²⁸⁾の平均²⁹⁾の2%以上の額を、会社がCSR方針に基づきCSR活動に支出することを確実なものとする（法第135条第5項）。なお、設立から3年を経過しない会社については、直近の会計年度に計上した「純利益」の2%以上の額を要支出額とする³⁰⁾。

会社は、地方及び自身が事業を営む地域に対して、優先的にCSR予算を割り当てなければならない（法第135条第5項第一但書）。また、直近の3会計年度に計上した「純利益」の平均の2%相当額の一部又は全部をCSR活動に支出しなかった場合³¹⁾、取締役会報告書（法第134条第3項(o)）において、その理由を説明しなければならない（法第135条第5項第二但書）。

VI CSR活動に対する未支出額の取扱い (法第135条第5項第二但書及び同条第6項)

2019年改正会社法第21条(a)(ii)及び同条(b)は、CSR活動に対する未支出額の取扱いについて、法第135条第5項第二但書に文言を追加するとともに、法第135条第6項を新設した（いずれも未施行）。

6.1 法第135条第5項第二但書

後述する法第135条第6項において言及される「継続的なプロジェクト」に関連する未支出額に該当しない未支出額については、会計年度の終了後6カ月以内に、法別紙Ⅶに列挙された基金³²⁾に拠出しなければならない（法第135条第5項第二但書）。

27) CSR方針規則第9条にも、同様の定めがある。

28) 法第135条にいう「純利益」の具体的な算定方法については、XIII節(13.1(表2))を参照。

29) 純損失額については、法第135条にいう「純利益」の平均に反映しないと解される。

30) 2019年改正会社法第21条(a)(i)により追加(未施行)。

31) CSR活動に対する未支出額の取扱いについては、VI節を参照。

32) 対象となる具体的な基金については、XI節(11.1)を参照。

6.2 法第135条第6項

CSR方針に基づき実施される「継続的なプロジェクト」に関連する未支出額については、次のとおり取り扱わなければならない(法第135条第6項)。

- ・会計年度の終了後30日以内に、指定銀行³³⁾に「未支出 CSR口座 (Unspent Corporate Social Responsibility Account)」とよばれる特別口座を開設し、未支出額を入金する。
- ・特別口座への入金後3会計年度以内に、自身のCSR方針に基づき、入金額をCSR活動に支出する。
- ・3会計年度以内に入金額をCSR活動に支出しなかった場合、3会計年度の終了後30日以内に、未支出額を法別紙Ⅶに列挙された基金に拠出する。

Ⅶ 罰則規定 (法第134条第8項及び法第450条並びに法第135条第7項)

従来、法第135条に固有の罰則規定はなく、法第134条第8項を適用するか又は法第450条を準用する可能性があるとされてきたところ、2019年改正会社法第21条 (b) は、法第135条第5項及び第6項に関する罰則規定として、法第135条第7項を新設した (未施行)。

7.1 法第134条第8項の適用

法第134条に違反した会社は、5万ルピー以上250万ルピー以下の罰金を科される。また、法第134条に基づく義務を懈怠した会社の役員は³⁴⁾、個々に3年以下の禁錮又は(及び)5万ルピー以上50万ルピー以下の罰金を科される(法第134条第8項)。

したがって、法第134条第4項に基づき、取締役会報告書においてCSR委員会の人員構成の開示又はCSR支出を行わなかった理由説明を怠った会社は、5万ルピー以上250万ルピー以下の罰金を科される。また、当該会社の役員は、個々に3年以下の禁錮又は(及び)5万ルピー以上50万ルピー以下の罰金を科される。

7.2 法第450条の準用

法第450条は、会社又は役員その他の者が罰則の定めがない会社法規定又はそれに関連する施行規則等に違反した場合、1万ルピー以下の罰金を科すこととしている。加えて、違反の継続に応じて、1日当たり1,000ルピーの罰金を科すこととしている(法第450条)。

したがって、法第135条第7項が未施行である現状において、法第135条第1項ないし第5項及びCSR方針規則に違反した会社とその役員に対しては、法第450条を準用する。

33) 「指定銀行 (scheduled bank)」とは、1934年準備銀行法 (2019年最終改正) 別紙Ⅱに記載された銀行をいう (準備銀行法第2条 (e))。

34) 2013年会社法にいう「義務を懈怠した会社の役員 (officer who is in default)」には、次の者が該当する (法第2条第60項)。

- ・常勤取締役 (注69を参照)。
- ・主要経営責任者 (注73を参照)。
- ・主要経営責任者がいない場合には、取締役会において代表に指名され、代表となることの合意文書に署名を行い取締役会に提出した取締役。また、そのような取締役がいない場合には、すべての取締役。
- ・取締役会又は主要経営責任者の直接的な支配下にある各種責任者のうち、義務の不履行を回避するための積極的な措置を講じないことについて関与したか若しくは容認した者又は意図的に義務の不履行を回避するための積極的な措置を講じることを怠った者。
- ・取締役会が常態的に指示を仰ぐ者 (職業的専門家として取締役会に助言する者を除く)。
- ・取締役会議事録をつうじて規定違反を把握していたすべての取締役、取締役会に出席し規定違反に異を唱えなかったすべての取締役、合意又は黙認により規定違反を生じさせたすべての取締役。
- ・株式の発行又は譲渡については、名義書換代理人、株式登録機関及び引受銀行。

7.3 法第135条第7項

法第135条第5項又は同条第6項に違反した会社は、5万ルピー以上250万ルピー以下の罰金を科される。また、法第135条第5項又は同条第6項に違反した会社の役員³⁵⁾は、個々に3年以下の禁錮又は(及び)5万ルピー以上50万ルピー以下の罰金を科される(法第135条第7項)(付記1の(b)を参照)。

法第135条第7項の効力は、同条第5項及び第6項に及ぶ。したがって、2019年改正会社法に基づく法第137条第5項ないし第7項が施行されれば、法第135条第5項又は第6項に基づき、未支出額を適正に処理することを怠った会社とその役員は、法第135条第7項の適用を受けることとなる。また、法第135条第5項第二但書に基づき、取締役会報告書においてCSR支出を行わなかった理由の説明を怠った会社とその役員は、法第135条第7項の適用を受けることとなる。罰則の内容は、法第134条第8項と同一である。

その他、法第135条第7項の施行後も、法第135条第1項ないし第4項及びCSR方針規則に違反した会社とその役員に対しては、法第450条を準用することとなろう。さらにいえば、法第135条第8項の施行後、中央政府の通達を遵守しなかった会社とその役員に対しても、法第450条を準用することとなろう(Ⅷ節を参照)。

Ⅷ 中央政府に対する通達権限の付与 (法第135条第8項)

2019年改正会社法第21条(b)は、中央政府による通達に関する法第135条第8項を新設した。

中央政府は、法第135条の遵守を担保する必要があると認められる場合、会社又は会社集団に対し、一般又は特別通達を発することができる³⁶⁾。中央政府より通達を受けた会社又は会社集団は、当該通達を遵守しなければならない(法第135条第8項)。

Ⅸ 適用除外又は猶予 (CSR方針規則及び公示)

CSR委員会の設置要件(法第135条第1項)を3会計年度連続して充足しない会社は、要件を充足するまで、CSR委員会を設置し、法第135条第2項ないし第5項³⁷⁾を遵守しなくともよい(CSR方針規則第3条第2項)。

また、特定IFSC公開会社及び特定IFSC非公開会社³⁸⁾については、事業を開始して5年を経過するまで、法第135条の適用が猶予される(2017年1月4日付公示(G.S.R. 08(E)及びG.S.R.9E))。

Ⅹ 外国会社の取扱い (CSR方針規則及び通達)

「外国会社(foreign company)」とは、インド国外において設立され、インド国内に拠点を設立して事業を営む会社又は法人をいう(法第2条第42項)。外国会社に対する法第135条の適用については、CSR方針規則、2014年通達第21号(6月18日付)及び2016年通達第1号(1月12日付)において、次のとおり別途規定・通達されている。

・「純資産」、「売上高」及び「純利益」は、法第198条及び外国会社の会計を規定する

35) 対象者については、法第2条第60項を適用する(注34を参照)。

36) 2016年通達第1号は、政府は会社のCSR活動の実施をモニタリングする役割を有しないとしていた(2016年通達第1号FAQ No. 18)。

37) 現状、CSR方針規則については、2019年改正会社法の内容を反映するための改正が行われていない。

38) 「特定IFSC公開会社(Specified IFSC Public Company)」とは、特別経済区法(SEZ法)及び特別経済区規則(SEZ規則)に基づき認可された複数のサービスを提供する国際金融サービスセンター(IFSC)における事業認可を、インド準備銀行(RBI)、インド証券取引委員会(SEBI)又はインド保険規制開発庁(IRDA)から受けた非上場の公開会社をいう(G.S.R. 08(E))。また、「特定IFSC非公開会社(Specified IFSC Private Company)」とは、同様の認可を受けた非公開会社をいう(G.S.R. 9(E))。

法第381条第1項(a)に基づき作成した貸借対照表及び損益計算書の数値に基づき算定する (CSR方針規則第2条第1項(f) 第二但書及び同規則第3条第1項但書)。

- ・ CSR委員会は、2名以上の人員をもって構成する。そして、そのうち1名は法第380条第1項(d)に基づき国内居住者として登録されている者とし、その他は外国会社が指名した者とする (CSR方針規則第5条第1項(iii))。
- ・ 在外親会社がインド国内においてCSR活動を実施することにより生じた支出額については、インド国内の子会社をつうじて支出され、かつ、当該子会社が法第135条の適用対象となる場合、当該子会社のCSR支出として認める (2014年通達第21号(vi))。
- ・ 法第381条第1項(b)に基づき会社登記局(ROC)に送付する貸借対照表(の写し)に、CSR活動報告に関する別紙を添付する (CSR方針規則第8条第2項及び2016年通達第1号FAQ No. 13)。

XI CSR活動の範囲

11.1 法別紙VII

法別紙VII「会社のCSR方針に盛り込まれる可能性を有する諸活動」は、CSR方針に基づく活動に該当しうる諸活動として、次の12の区分を列挙している³⁹⁾。

- (i) ①飢餓・貧困・栄養失調の根絶、②医療 (予防医療を含む⁴⁰⁾)・公衆衛生の向上 (中央政府が設立したSwachh Bharat Kosh⁴¹⁾に対する寄付を含む⁴²⁾)、③安全な飲料水の確保
- (ii) ①子供、女性、高齢者及び障がい者に対する特別支援教育・職業訓練を含む教育水準の向上、②生活水準向上プロジェクト
- (iii) ①男女平等の促進、②女性のエンパワメントの促進、③女性・孤児の居住・宿泊施設の開設、④老人施設、デイケアセンターその他の高齢者施設の開設、⑤社会的・経済的弱者の不公平を解消する手段の確立
- (iv) ①環境サステナビリティ、②生態系バランスの確保、③動植物愛護、④動物福祉、⑤アグロフォレストリー、⑥天然資源保護、⑦土壌・大気・水質の保全 (中央政府が設立したClean Ganda Fund⁴³⁾に対する寄付を含む⁴⁴⁾)
- (v) ①国家遺産、芸術、文化の保護 (歴史的建造物、遺跡、芸術作品の修復を含む)、②公立図書館の開設、③伝統工芸の促進・発展
- (vi) ①退役軍人、戦争未亡人とその扶養家族に対する給付、②中央武装警察 (CAPF⁴⁵⁾)及び中央準軍隊 (CPMF)の退職者、扶養家族 (未亡人を含む)に対する給付⁴⁶⁾
- (vii) 農村部のスポーツ、国家的スポーツ、パ

39) 2014年2月27日付公示 (G.S.R. 130 (E))により、全体の差替えが行われた後 (補遺3を参照)、2014年3月31日付正誤表 (G.S.R. 261 (E))、2014年8月6日付公示 (G.S.R. 568 (E))、2014年10月24日付公示 (G.S.R. 741 (E))、2019年5月30日付公示 (G.S.R. 390 (E))、2019年10月11日付公示 (G.S.R. 776 (E))、2019年11月19日付正誤表 (G.S.R. 859 (E))、2020年5月30日付公示 (G.S.R. 390 (E))、2020年6月23日付公示 (G.S.R. 399 (E))及び2020年8月24日付公示 (G.S.R. 525 (E))により、改正が行われている。

40) 2014年3月31日付正誤表により追加。

41) <http://sbkosh.gov.in/>

42) 2014年10月24日付公示により追加。

43) <http://mowr.gov.in/>

44) 2014年10月24日付公示により追加。

45) <https://www.mha.gov.in/about-us/central-armed-police-forces>

ラリンピック・オリンピック競技の普及促進

- (viii) ①首相による国民救済基金(Prime Minister's National Relief Fund; PMNRF⁴⁷⁾), ②首相による緊急事態における市民援助及び救済基金(Prime Minister's Citizen Assistance and Relief in Emergency Situations Fund; PM CARES Fund⁴⁸⁾)⁴⁹⁾, ③社会経済の発展, 指定カースト・部族・下層階級・マイノリティ・女性の救済及び福祉を目的として中央政府が設立したその他の基金に対する寄付
- (ix) (a) ①中央政府, 州政府, 公営会社又は中央政府若しくは州政府が設立した代理機関が資金援助を行うインキュベーターに対する寄付, ②中央政府, 州政府, 公営会社又は中央政府若しくは州政府が設立した代理機関が資金援助を行う科学・技術・エンジニアリング・医学分野の研究開発プロジェクトに対する寄付
- (b) ①インド工科大学(IITs)をはじめとする国公立大学に対する寄付, ②核エネルギー局(DAE⁵⁰⁾), バイオテクノロジー

ジー局(DBT⁵¹⁾), 科学・技術局(DST⁵²⁾), 医薬局(Department of Pharmaceuticals⁵³⁾), 伝統医学省(AYUSH⁵⁴⁾), 電子情報技術省(MeitY⁵⁵⁾), 防衛研究開発機構(DRDO⁵⁶⁾), インド農業研究委員会(ICAR⁵⁷⁾), インド医学研究委員会(ICMR⁵⁸⁾), 科学産業研究委員会(CSIR⁵⁹⁾) が所管し, 「持続可能な開発目標(SDGs)」の推進を目的として, 科学, 技術, エンジニアリング及び医学の研究に従事する国立研究所又は独立機関(autonomous bodies) に対する寄付⁶⁰⁾。

(x) 農村開発プロジェクト

(xi) スラム街⁶¹⁾の開発⁶²⁾

(xii) 救助, 修復及び再建活動を含む, 防災活動⁶³⁾

11.2 CSR 方針規則及び通達

2014年通達第21号(6月18日付)は, 法別紙Ⅶに明記されていない多様な事例が法別紙ⅦにいうCSR活動に該当しうることを明確にしている(補遺4(表9)を参照)。したがって, 法別紙Ⅶについては, 例示列举と解することが適当であらう。

また, CSR 方針規則及び2016年通達第1号(1

46) 2020年6月23日付公示により追加。

47) <https://www.pmnrf.gov.in/>

48) <https://www.pmcare.gov.in/en/>

49) 2020年5月26日付公示により追加。なお, 当該公示は, 2020年3月28日付で施行とみなす。

50) <http://www.dae.gov.in/>

51) <http://dbtindia.gov.in/>

52) <https://dst.gov.in/>

53) <https://pharmaceuticals.gov.in/>

54) <https://www.ayush.gov.in/>

55) <https://www.meity.gov.in/>

56) <https://www.drdo.gov.in/>

57) <https://icar.org.in/>

58) <https://www.icmr.gov.in/>

59) <https://www.csir.res.in/>

60) 2020年8月24日付公示により差替え。

61) 法別紙Ⅶにいう「スラム街(slum area)」とは, 当面有効な法を根拠として, 中央政府又は州政府等によってスラム街に認定された地域をいう(法別紙Ⅶ解説)。

62) 2014年8月7日付公示により追加。

63) 2019年5月30日付公示により追加。

月12日付）は、CSR活動の範囲の詳細について、次のとおり規定・通達している。

- ・CSR活動は、CSR方針に基づき実施する。（CSR方針規則第4条第1項）。通常の事業活動は、CSR活動に該当しない（CSR方針規則第6条第1項第一但書⁶⁴）及び2016年通達第1号FAQ No. 7）。
- ・当該会社の従業員とその家族のみが便益を享受するプロジェクト、プログラム及び活動は、CSR活動に該当しない（CSR方針規則第4条第5項及び2016年通達第1号FAQ No. 7）。
- ・法第182条に基づく政党への直接又は間接的な寄付は、CSR活動に該当しない（CSR方針規則第4条第7項及び2016年通達第1号FAQ No. 7）。
- ・マラソン大会、授賞式、慈善寄付、広告、テレビ番組のスポンサー等、一度限りのイベントは、CSR活動に該当しない（2016年通達第1号FAQ No. 7）。
- ・労働法（Labour Laws）、2013年土地収用法（Land Acquisition Act, 2013）、1961年養成訓練法（Apprentice Act, 1961）等、他の法を根拠とする義務を履行することは、CSR活動に該当しない（2016年通達第1号FAQ No. 7）。
- ・インド国外において実施されるプログラムは、CSR活動に該当しない（2016年通達第1号FAQ No. 7）。

11.3 COVID-19 対応

2020年通達第10号（3月23日付）は、インド国内における感染拡大、WHOによる「パンデミック宣言」及び中央政府による「指定災害（notified disaster）」認定を受け、COVID-19対策を目的とする支出をCSR活動として認めることとし

た。支出額は、法別紙Ⅶが例示する予防医療、公衆衛生の向上及び防災活動等、COVID-19対策と関連を有する多様な活動に用いる。

また、2020年改正CSR方針規則第2条は、次の要件を充足する場合、通常の事業活動としてワクチン、薬品及び医療機器の研究開発を行っている会社が、2020年度ないし2023年度にCOVID-19関連のワクチン、薬品及び医療機器の研究開発を行う場合、CSR活動に該当することとした（CSR方針規則第2条第1項（e）但書として新設）。

- ・法別紙Ⅶの（ix）に列挙された機関又は組織と共同で実施する研究開発であること。
- ・取締役会報告書において、別途、研究開発の詳細を開示すること。

XII CSR活動の実施（CSR方針規則）

CSR方針規則は、CSR活動の実施の詳細について、次のとおり規定している。

- ・CSR活動は、自社又は他社と共同で設立した、公益を目的とする会社（法第8条）、登録基金⁶⁵（Registered Trust）又は登録団体（Registered Society）をつうじて実施することができる（CSR方針規則第4条第2項（a））。また、CSR活動は、中央政府、州政府、議会制定法（Act of Parliament）又は州法によって設立された主体が設立した、公益を目的とする会社、登録基金又は登録団体をつうじて実施することができる（CSR方針規則第4条第2項（b））。ただし、公益を目的とする会社、登録基金又は登録団体は、過去3年間に同様のプログラム又はプロジェクトに関する実績を有していなければならない。また、公益を目的とする会社、登録基金又は登録団体は、実施する

64) 2020年改正CSR方針規則第4条により削除。

65) 基金の登録が義務づけられない州においては、1956年所得税法に基づき登録された基金を含む（2014年通達第21号（vii））。

表1 法第198条にいう「純利益」の算定

	金額
損益計算書の税引前利益 (PBT as per profit and loss account)	× × ×
第2項による加算 (credit to be provided)	× × ×
第4項による減算 (permissible deductions)	(× × ×)
法第198条にいう「純利益」 (net profit as per section 198)	× × ×

(Ernst & Young 2013, p. 6 ; SKP 2015, p. 9をもとに筆者作成)

表2 法第135条にいう「純利益」の算定

	金額
法第198条にいう「純利益」 (net profit as per section 198)	× × ×
CSR 方針規則第2条第1項 (f) による控除 :	
(i) 在外支店が計上した利益	(× × ×)
(ii) 法第135条の適用を受ける国内会社から受け取った配当金	(× × ×)
法第135条にいう「純利益」 (net profit as per section 135)	× × ×

(筆者作成)

プロジェクト又はプログラム、基金の使用時期及びモニタリング・報告体制を明確にしなければならない (CSR 方針規則第4条第2項但書)。

- 各社の CSR 委員会が個々に CSR プロジェクト、CSR プログラム又は CSR 活動を報告できることを条件として、他の会社と CSR 活動を共同実施することができる (CSR 方針規則第4条第3項)。

XIII CSR 支出

13.1 「純利益」の算定

法第135条にいう「純利益」は、役員報酬の算定基礎とする「純利益」を規定する法第198条を準用して算定する (法第135条第5項解説)。

法第198条にいう「純利益」は、表1のとおり、損益計算書の税引前利益⁶⁶⁾に法第198条第2項及び第4項に列挙された諸項目 (補遺5 (表10) を参照) を加減算することによって算定する。ちなみに、法第198条を準用して算定する「純利

益」は、いわゆる「ボトムライン」ではなく、「税引前の営業利益」に近い数値となる (BCCI 2018, p. 13)。

なお、法第135条にいう「純利益」の算定に際し、在外支店が計上した利益及び法第135条の適用を受ける国内会社から受け取った配当金⁶⁷⁾は、法第198条にいう「純利益」から控除する (CSR 方針規則第2条第1項 (f))。したがって、法第135条にいう「純利益」は、最終的に表2のとおり算定する。なお、法第135条にいう「純利益」は、税引前の額となる (2016年通達第1号 FAQ No. 4)。

13.2 CSR 支出の範囲

13.2.1 CSR 方針規則及び通達

法別紙Ⅶが列挙する諸活動 (2014年通達第21号による例示を含む) とは無関係の活動に伴う支出は、CSR 支出 (CSR expenditure) に該当しない (CSR 方針規則第7条及び2016年通達第1号 FAQ No.5)。また、CSR 支出は、事業支出 (business expenditure) に該当しない (2016年通達第1号 FAQ No. 3)。

66) BCCI (2018, p. 13) は、税引後利益を出発点とする算定方法を示している。

67) 配当 (dividend) は、中間配当 (interim dividend) を含む (法第2条第35項)。

CSR方針規則, 2014年通達第21号及び2016年通達第1号は, CSR支出の範囲の詳細について, それぞれ次のとおり規定・通達している。

- ・インド国内において実施されるCSRプロジェクト又はCSRプログラムにかかる支出のみが, CSR支出に該当する (CSR方針規則第4条第4項)。
- ・過去3年以上の活動実績を有する機関をたうじて, 自社の従業員のCSR能力を代理機関 (公益を目的とする会社等) の従業員の能力と同等の水準とするために要する支出額 (一般管理費を含む) は, 会社の年間CSR支出総額の5%を超えてはならない (CSR方針規則第4条第6項)。
- ・一度限りのイベントに対する支出は, CSR支出に該当しない (2014年通達第21号

(ii))。

- ・他の法を根拠とする義務の履行に要する費用は, CSR支出に該当しない (2014年通達第21号 (iii) 及び2016年通達第1号FAQ No.7)。
- ・公益を目的とする会社, 登録基金又は登録団体に対する寄付は, それらが専ら法別紙VIIと関連を有するCSR活動を実施するために設立されていれば, CSR支出に該当する (2014年通達第21号 (viii))。
- ・従業員によるプロボノ (Pro bono) の貨幣評価額は, CSR支出に算入してはならない (2016年通達第1号FAQ No. 23)。

表3 CSR支出の範囲に関するFAQ (2020年通達第15号)

	FAQ	回答
1	PM CARES Fund に対する寄付は, CSR支出に該当するか?	省内覚書 (2020年3月28日付) により, <u>CSR支出 (法別紙VIIの (viii) に分類される CSR活動) に該当する*</u> 。
2	州首相による救済基金 (Chief Minister's Relief Fund) 又は州による COVID-19救済基金 (State Relief Fund for COVID-19) に対する寄付は, CSR支出に該当するか?	これらの基金は, 法別紙VIIに列挙されていない。したがって, これらの基金に対する寄付額は, <u>CSR支出に該当しない</u> 。
3	州の防災機関に対する寄付は, CSR支出に該当するか?	防災活動について言及している2020年通達第10号 (3月23日付) により (XI節 (11.3) を参照), <u>CSR支出 (法別紙VIIの (xii) に分類される CSR活動) に該当する</u> 。
4	COVID-19対策を目的として行う支出は, CSR支出に該当するか?	2020年通達第10号により (XI節 (11.3) を参照), <u>CSR支出に該当する</u> 。
5	ロックダウン期間中の従業員 (employees and workers) (契約労働者 (contract labour) を含む) に対する賃金給料の支払いは, CSR支出に該当するか?	平時における従業員に対する賃金給料の支払いは, 会社にとっての法的義務及び契約上の義務である。加えて, ロックダウン期間中の従業員に対する賃金給料の支払いは, 倫理上の義務 (moral obligation) である。したがって, ロックダウン期間中の従業員に対する賃金給料の支払いは, <u>CSR支出に該当しない</u> 。
6	ロックダウン期間中の臨時賃金労働者 (casual wage workers) 又は日雇賃金労働者 (daily wage workers) に対する賃金の支払いは, CSR支出に該当するか?	ロックダウン期間中の臨時賃金労働者又は日雇賃金労働者に対する賃金の支払いは, 法第135条の適用対象となる会社であるかを問わず, 会社にとっての倫理上, 人道上及び契約上の義務である。したがって, ロックダウン期間中の臨時賃金労働者又は日雇労働者に対する賃金の支払いは, <u>CSR支出に該当しない</u> 。
7	臨時賃金労働者又は日雇賃金労働者に対する見舞金の支払いは, CSR支出に該当するか?	通常の賃金とは別に支払う見舞金は, COVID-19対策を目的とし, かつ, 法定監査人の承認を経て取締役会が COVID-19対策を目的とする見舞金であることを表明することを条件として, <u>1回に限り CSR支出に該当する</u> 。

* PM CARES Fund に対する寄付は, 2020年5月26日付公示により法別紙VIIの (viii) に追加された。当該基金に対する寄付額は, 税務上, 事業所得 (profits and gains of business profession) からの控除 (所得税法第80条 G に基づく100%控除) が認められる (https://www.pmcars.gov.in/en/web/page/about_us)。

13.2.2 COVID-19対応

2020年通達第15号(4月10日付)は、COVID-19対応として、前頁の表3に示すとおり、CSR支出の範囲に関するFAQを公表した。

13.3 支出額の繰越

直近の3会計年度に計上した「純利益」の平均の2%を上回る額をCSR活動に支出した場合、2%を上回る部分を次期に繰り越し、次期の要支出額と相殺することはできない(2016年通達第1号FAQ No. 16)(付記1の(a)を参照)。

13.4 支出額の開示

CSR支出額は、損益計算書に関する追加情報として、注記によって開示する(法別紙Ⅲ「損益計算書の作成に関する一般原則」5(k))。つまり、CSR支出額は、損益計算書の「その他の費用(other expenses)」に計上され、注記によって詳細が明らかにされる。

XIV 取締役会報告書におけるCSR活動報告

取締役会報告書においては、CSR方針及び当該年度に実施したCSR活動の詳細を開示する(法第134条第3項(o))。具体的には、次に示す要領によって、CSR活動を報告する(CSR方針規則第8条第1項及び同規則別紙)。また、ウェブサイトをも有する会社については、同内容をウェブサイトにおいても開示する(CSR規則第9条)。

1. CSR方針の概略(CSRプロジェクト・CSRプログラムの概要, CSR方針・CSRプロジェクト・プログラムのウェブリンクを含む)
2. CSR委員会の人員構成
3. 直近の3会計年度の「純利益」の平均
4. 要支出額(3の額に2%を乗じた額)
5. 当該会計年度におけるCSR支出の明細
 - (a) 当該会計年度における支出額の総額
 - (b) 未支出額(あれば)
 - (c) 支出額の明細

6. 直近の3会計年度の「純利益」の平均の2%相当額の一部又は全部を支出しなかった場合には、その理由
7. CSR方針の履行及びモニタリングがCSR方針に準拠していることについて、CSR委員会による「責任報告書(responsibility statement)」

なお、5について、CSR支出の明細の様式は、次頁の表4のとおりである。

また、7について、責任報告書の様式は、次頁の表5のとおりである。

表4 CSR支出の明細の様式

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
S. No.	CSR project or activity identified	Sector in which the project is covered	Project or programs (1) Local area or other (2) Specify the State and district where projects or programs was undertaken	Amount outlay (budget project or programs wise	Amount spent on the projects or programs Sub heads: (1) Direct expenditure on projects or programs (2) Overheads	Cumulative Expenditure up to the reporting period	Amount spent: Direct or through implementing agency
1							
2							
3							
	TOTAL						

* 代理機関 (implementing agency) の詳細についても言及する。

(CSR 方針規則別紙)

表5 責任報告書の様式

Sd/- (Chief Executive Officer or Managing Director or Director)	Sd/- (Chairman CSR Committee)	Sd/- (Person specified under clause (d) of sub-section (1) of section 380 of the Act)* (wherever applicable)
---	----------------------------------	---

* インド国内居住者として登録されている者 (X節を参照)

(CSR 方針規則別紙)

補遺1 法第135条及び CSR 方針規則の改正状況

本稿が対象とする会社法第135条（最終改正：2019年7月31日）の改正状況は、表6のとおりである。

また、本稿が対象とする CSR 方針規則（最終改正：2020年8月24日）の改正状況は、表7のとおりである。

表6 法第135条の改正状況

法第135条		根拠条文	改正の概要
第1項	本文	2017年改正会社法第37条 (i) (a)	CSR 委員会の設置要件に関連する会計年度の文言の一部の差替え。
	但書	2017年改正会社法第37条 (i) (b)	CSR 委員会の人数に関する但書の新設。
第2項	—	—	—
第3項	(a)	2017年改正会社法第37条 (ii)	別紙Ⅶに関連する文言の差替え。
	(b)	—	—
	(c)	—	—
第4項	(a)	—	—
	(b)	—	—
第5項	本文	2019年改正会社法第21条 (a) (i)	設立から3年を経過しない会社の CSR 支出額の算定に関する規定の新設。
	第一但書	—	—
	第二但書	2019年改正会社法第21条 (a) (ii)	未支出額の取扱いに関する規定の新設。
	解説	2017年改正会社法第37条 (iii)	純利益の算定に関する文言の全面的な差替え。
第6項	—	2019年改正会社法第21条 (b)	未支出額の取扱いに関する規定の新設。
第7項	—	2019年改正会社法第21条 (b)	第5項及び第6項の違反に対する罰則規定の新設。
第8項	—	2019年改正会社法第21条 (b)	中央政府の通達権限に関する規定の新設。

(注) 2017年改正会社法第37条は、2018年9月19日付で施行された。2019年改正会社法第21条は、未施行である。
2020年改正会社法第27条による改正については、付記1を参照。

(筆者作成)

表7 CSR 方針規則の改正状況

CSR 方針規則		根拠条文	改正の概要
第1条	第1項	—	—
	第2項	—	—
第2条	第1項	(a)	—
		(b)	—
		(c) (i)	2018年改正 CSR 方針規則第2条第1項 別紙Ⅶに関連する文言の追加。
		(c) (ii)	2018年改正 CSR 方針規則第2条第1項 別紙Ⅶに関連する文言の差替え。
	(d)	—	
第2条	第1項	本文	2018年改正 CSR 方針規則第2条第1項 別紙Ⅶに関連する文言の差替え。
		但書	2020年改正 CSR 規則第2条 COVID-19対応 (CSR 活動の範囲) に関する但書の新設。

第2条	第1項	(f)	本文	————	————
			第一但書	————	————
			第二但書	————	————
	第2項			————	————
第3条	第1項		本文	————	————
			但書	————	————
	第2項		(a)	————	————
			(b)	————	————
第4条	第1項			2020年改正 CSR 規則第3条	CSR 活動の範囲に関する文言の一部の削除。
	第2項	本文	(a)	2015年改正 CSR 規則第2条	
			(b)	2016年改正 CSR 規則第2条	CSR 活動の実施方法に関する2015年改正 CSR 規則第2条により、文言の一部差替え。その後、2016年改正 CSR 規則第2条により、文言の全面的な差替え。
		但書		2015年改正 CSR 規則第2条 2016年改正 CSR 規則第2条	CSR 活動を実施する公益を目的とする会社、登録基金及び登録団体の要件に関する2015年改正 CSR 規則第2条により、但書の一部差替え。その後、2016年改正 CSR 規則第2条により、文言の全面的な差替え。
	第3項			————	————
	第4項			————	————
	第5項			————	————
	第6項			2014年改正 CSR 規則第2条	従業員の CSR 能力の養成に要する支出の取扱いに関する文言の追加。
	第7項			————	————
第5条	第1項		(i)	2018年改正 CSR 規則第2条第2項	「非上場の公開会社又は非公開会社」を「会社」に差替え。
			(ii)	————	————
			(iii)	————	————
	第2項			————	————
第6条	第1項	本文	(a)	2018年改正 CSR 方針規則第2条第3項	別紙Ⅶに関連する文言の差替え。
			(b)	————	————
		第一但書		2020年改正 CSR 規則第4条	CSR 活動の範囲に関する但書の削除。
	第二但書		2018年改正 CSR 方針規則第2条第3項 2020年改正 CSR 規則第4条	2018年改正 CSR 方針規則第2条第3項により、別紙Ⅶに関連する文言の差替え。その後、2020年改正 CSR 規則第4条により、文言の一部の削除。	
第2項			————	————	
第7条				2018年改正 CSR 方針規則第2条第4項	別紙Ⅶに関連する文言の差替え。
第8条	第1項			————	————
	第2項			————	————
第9条				————	————

(注) 改正 CSR 方針規則の施行日は、それぞれ次のとおりである。

- ・ 2014年改正 CSR 方針規則：2014年9月12日
- ・ 2015年改正 CSR 方針規則：2015年1月19日
- ・ 2016年改正 CSR 方針規則：2016年5月23日
- ・ 2018年改正 CSR 方針規則：2018年9月19日
- ・ 2020年改正 CSR 方針規則：2020年8月24日

(筆者作成)

補遺2 独立取締役の適格要件

(法第149条第6項)

「独立取締役 (independent director)」とは、代表取締役⁶⁸⁾、常勤取締役⁶⁹⁾及び指名取締役⁷⁰⁾以外の取締役であり、本人及び血縁者⁷¹⁾に関する次の要件を充足する者をいう(法第149条第6項)。

- (a) 高潔な人格を有し、かつ、相応の専門知識及び経験を有すると、取締役会が認める者。
- (b) 本人が、
 - (i) 過去・現在において、当該会社、親会社、子会社又は関連会社のプロモーター⁷²⁾ではないこと。
 - (ii) 当該会社、親会社、子会社、関連会社のプロモーター又は取締役の血縁者ではないこと。
- (c) 本人が、直近の2会計年度又は当会計年度において、当該会社、親会社、子会社、関連会社又はそれらのプロモーター若しくは取締役と、報酬以外の個人的な金銭関係又は総所得の10%を超える取引がないこと。
- (d) 血縁者が、
 - (i) 直近の2会計年度又は当会計年度において、当該会社、親会社、子会社、関連会社の証券又は持分を所有していないこと。ただし、血縁者は、額

面500万ルピー若しくは払込資本の2%を超えない範囲又は別途定める範囲において、当該会社、親会社、子会社、関連会社の証券又は持分を所有することができる。

- (ii) 直近の2会計年度又は当会計年度において、当該会社、親会社、子会社、関連会社、それらのプロモーター又は取締役から、別途定める限度額を超える借入れを行っていないこと(注75を参照)。
- (iii) 直近の2会計年度又は当会計年度において、第三者による、当該会社、親会社、子会社、関連会社、それらのプロモーター又は取締役からの借入れに関して、別途定める限度額を超える保証又は証券の差入れを行っていないこと(注75を参照)。
- (iv) その他、当該会社、親会社、子会社、関連会社と、その総売上高、総所得又は上記3つの合計額の2%以上の金銭取引又は金銭関係がないこと。
- (e) (i) 直近の3会計年度において、本人が、当該会社、親会社、子会社、関連会社の主要経営責任者⁷³⁾又は従業員ではないこと。また、血縁者が、当該会社、親会社、子会社、関連会社の主要経営責任者ではないこと。

68) 「代表取締役 (managing director)」とは、会社の定款、会社との契約、定時株主総会決議又は取締役会決議によって、会社の業務執行に関する実質的な権限を委託された取締役をいう(呼称は問わない)(法第2条第54項)。

69) 「常勤取締役 (whole-time director)」とは、会社が常勤雇用している取締役をいう(法第2条第94項)。

70) 「指名取締役 (nominee director)」とは、現時点において有効な法又は契約に基づき金融機関から指名された取締役、政府から指名された取締役又は他者から当該他者の利益を代表するために指名された取締役をいう(法第149条第7項解説)。

71) 「血縁者 (relative)」とは、次のいずれかに該当する者をいう(法第2条第77項及び「定義の詳細の明確化に関する施行規則」第4条)。

- ・ヒンドゥー不分割家族 (Hindu Undivided Family; HUF)。
- ・夫又は妻。

- ・父(義父)、母(義母)、息子(義理の息子)、息子の妻、娘、娘の夫、兄(義兄)又は妹(義妹)。

72) 「プロモーター (promotor)」とは、次のいずれかに該当する者をいう(法第2条第69項及び同項但書)。

- ・目論見書 (prospectus) 又は年次報告書 (annual return) にプロモーターとして明記された者。
- ・株主、取締役又はその他として、会社の業務執行に直接的又は間接的に影響を及ぼす者。
- ・取締役会が常態的に指示を仰ぐ者(職業的専門家を除く)。

- (ii) 独立取締役の指名を受ける直近の3会計年度において、本人及び血縁者が、次の事務所等の従業員、所有者又はパートナーではないこと。
- ・当該会社、親会社、子会社、関連会社の監査法人、事実上の会社秘書役事務所⁷⁴⁾又は原価監査法人
 - ・当該会社、親会社、子会社、関連会社との取引が、自身の総売上高の10%以上を占める法律事務所又はコンサルティング事務所
- (iii) 本人と血縁者と合わせて、当該会社の総議決権の2%以上の議決権を所有していないこと。
- (iv) 本人及び血縁者が、当該会社、当該会社のプロモーター、取締役、親会社、子会社又は関連会社から25%以上の出資を受けている非営利組織のCEO又は取締役ではないこと(呼称は問わない)。また、本人及び血縁者が、当該会社の総議決権の2%以上を有する非営利組織のCEO又は取締役ではないこと(呼称は問わない)。
- (f) その他、「取締役の登用及び適性に関する施行規則」第5条が定める独立取締役としての適性を有すること⁷⁵⁾。

73) 「主要経営責任者(Key Managerial Personnel)」とは、CEO、代表取締役、マネジャー、会社秘書役、常勤取締役又はCFOをいう(法第2条第51項)。なお、CEO、代表取締役又はマネジャーがいない場合には、常勤取締役が主要経営責任者となる(法第203条第1項(i))。「マネジャー(manager)」とは、取締役会の管理、監督及び指示に従い、会社の業務執行のすべて又は大部分を行う取締役その他の個人をいう(法第2条第53項)。また、「会社秘書役(company secretary)」とは、インド会社秘書役協会(Institute of Company Secretaries of India)の会員であり(1980年会社秘書役法第2条第1項(c))、会社から会社秘書役に指名された者をいう(法第2条第24項)。

74) 「事実上の会社秘書役(company secretary in practice)」とは、1980年会社秘書役法第2条第2項により、会社秘書役とみなされる者をいう(法第2条第25項)。

75) 具体的には、次のとおりである(「取締役の登用及び適性に関する施行規則」第5条)。

- ・独立取締役は、ファイナンス、法律、マネジメント、販売、マーケティング、経営管理、研究開発、コーポレートガバナンス、技術業務その他の事業活動に関連する諸領域に関するひとつ又は複数に関する適切な能力、経験及び知識を有していなければならない。
- ・法第149条第6項(d)(ii)及び(iii)に関して、直近の2会計年度又は当会計年度において、独立取締役となる者の血縁者が、

(i) 当該会社、親会社、子会社、関連会社、それらのプロモーター又は取締役から総額500万ルピーを超える借入れを行っていないこと。

(ii) 第三者による、当該会社、親会社、子会社、関連会社、それらのプロモーター又は取締役からの借入れについて、総額500万ルピーを超える保証又は証券の差入れを行っていないこと。

補遺3 法別紙Ⅶの変遷

2013年会社法成立当初の法別紙Ⅶ，2014年3月31日付改正時点の法別紙Ⅶ，2020年8月24日改正時点の法別紙Ⅶを比較すれば，表8のとおりである。

表8 法別紙Ⅶの変遷

	成立当初	2014年3月31日時点	2020年8月24日時点
(i)	極度の飢餓及び貧困の根絶	①飢餓・貧困・栄養失調の根絶 ②医療(予防医療を含む)・公衆衛生の向上 ③安全な飲料水の確保	①飢餓・貧困・栄養失調の根絶 ②医療(予防医療を含む)・公衆衛生の向上(中央政府が設立した Swachh Bharat Kosh に対する寄付を含む) ③安全な飲料水の確保
(ii)	教育水準の向上	①子供，女性，高齢者及び障がい者に対する特別支援教育・職業訓練を含む教育水準の向上 ②生活水準向上プロジェクト	①子供，女性，高齢者及び障がい者に対する特別支援教育・職業訓練を含む教育水準の向上 ②生活水準向上プロジェクト
(iii)	男女平等及び女性のエンパワメントの促進	①男女平等の促進 ②女性のエンパワメントの促進 ③女性・孤児の居住・宿泊施設の開設 ④老人施設，デイケアセンターその他の高齢者施設の開設 ⑤社会的・経済的弱者の不公平を解消する手段の確立	①男女平等の促進 ②女性のエンパワメントの促進 ③女性・孤児の居住・宿泊施設の開設 ④老人施設，デイケアセンターその他の高齢者施設の開設 ⑤社会的・経済的弱者の不公平を解消する手段の確立
(iv)	乳児死亡率の減少及び母性保健の改善	①環境サステナビリティ ②生態系バランスの確保 ③動植物愛護 ④動物福祉 ⑤アグロフォレストリー ⑥天然資源保護 ⑦土壌・大気・水質の保全	①環境サステナビリティ ②生態系バランスの確保 ③動植物愛護 ④動物福祉 ⑤アグロフォレストリー ⑥天然資源保護 ⑦土壌・大気・水質の保全(中央政府が設立した Clean Ganda Fund に対する寄付を含む)
(v)	HIV, AIDS, マラリアその他の疾患対策	①国家遺産，芸術，文化の保護(歴史的建造物，遺跡，芸術作品の修復を含む) ②公立図書館の開設 ③伝統工芸の促進・発展	①国家遺産，芸術，文化の保護(歴史的建造物，遺跡，芸術作品の修復を含む) ②公立図書館の開設 ③伝統工芸の促進・発展
(vi)	環境サステナビリティの担保	退役軍人，戦争未亡人とその扶養家族に対する給付	①退役軍人，戦争未亡人とその扶養家族に対する給付 ②中央武装警察及び中央準軍隊の退職者，扶養家族(未亡人を含む)に対する給付
(vii)	職業訓練	農村部のスポーツ，国家的スポーツ，パラリンピック・オリンピック競技の普及促進	農村部のスポーツ，国家的スポーツ，パラリンピック・オリンピック競技の普及促進
(viii)	ソーシャルビジネスプロジェクト	①首相による国民救済基金に対する寄付 ②社会経済の発展，指定カースト・部族・下層階級・マイノリティ・女性の救済及び福祉を目的として中央政府が設立したその他の基金に対する寄付	①首相による国民救済基金に対する寄付 ②首相による緊急事態における市民援助及び救済基金に対する寄付 ③社会経済の発展，指定カースト・部族・下層階級・マイノリティ・女性の救済及び福祉を目的として中央政府が設立したその他の基金に対する寄付

(ix)	<p>①首相による国民救済基金又は社会経済の発展・救済を目的として中央政府又は州政府が設立した基金に対する寄付</p> <p>②指定カースト・部族・下層階級・マイノリティ・女性の救済及び福祉を目的とした基金に対する寄付</p>	<p>中央政府の認可を受けた研究機関に所在するテクノロジーインキュベーターに対する寄付又は資金提供</p>	<p>①中央政府、州政府、公営会社又は中央政府若しくは州政府が設立した代理機関が資金援助を行うインキュベーターに対する寄付</p> <p>②中央政府、州政府、公営会社又は中央政府若しくは州政府が設立した代理機関が資金援助を行う科学・技術・エンジニアリング・医学分野の研究開発プロジェクトに対する寄付</p> <p>③インド工科大学をはじめとする国公立大学に対する寄付</p> <p>④核エネルギー局、バイオテクノロジー局、科学・技術局、医薬局、伝統医学省、電子情報技術省、防衛研究開発機構、インド農業研究委員会、インド医学研究委員会、科学産業研究委員会が所管し、「持続可能な開発目標 (SDGs)」の推進を目的として、科学、技術、エンジニアリング及び医学の研究に従事する国立研究所又は独立機関に対する寄付。</p>
(x)	その他	農村開発プロジェクト	農村開発プロジェクト
(xi)	_____	_____	スラム街の開発
(xii)	_____	_____	救助、修復及び再建活動を含む、防災活動

(筆者作成)

補遺4 2014年通達第21号 (6月18日付)

2014年通達第21号は、表9のとおり、法別紙Ⅶ (2014年3月最終改正時点⁷⁶⁾、表8を参照)に明記されていない多様な事例が法別紙ⅦにいうCSR活動に該当することを明確にしている。

表9 各種活動と法別紙Ⅶとの関係

	事例	法別紙Ⅶとの関係
1	交通安全の推進	
	・教育の推進	
	一般向け講習及び道路使用全般の安全に関する広報活動	(ii)にいう「教育水準の向上」に該当する。
	運転技能講習	(ii)にいう「職業訓練」に該当する。
	印刷物、音声・視覚メディアによる交通安全知識の伝達	(ii)にいう「教育水準の向上」に該当する。
2	・交通事故被害者に対する医療扶助及び法的扶助を行うことを目的とした社会的事業プロジェクト	(i)にいう「医療(予防医療を含む)の向上」に該当する。
	身体障がい者に対する支援及び補助器具の提供	(i)にいう「医療(予防医療を含む)の向上」に該当する。
3	ナースにおける、専ら地方農村に便益をもたらす応用研究訓練・イノベーションセンターの設立	(ii)にいう「教育水準の向上」及び「職業訓練」並びに(x)にいう「農村開発」に該当する。
	・農業経営者の持続可能な実務能力の開発	(ii)にいう「職業訓練」及び「生活水準向上プロジェクト」に該当する。
	・農業労働者の能力開発	(ii)にいう「職業訓練」に該当する。
	・個々の農作物の収穫に関する最適コスト条件を発見する研究、水資源管理に焦点を当てた持続可能な農業実務の研究	(iv)にいう「生態系バランスの確保」及び「土壌・大気・水質の保全」に該当する。
	・土壌保護の観点からの製品ライフサイクル分析	(iv)にいう「天然資源保護」及び「土壌・大気・水質の保全」に該当する。
4	消費者教育	(ii)にいう「教育水準の向上」に該当する。
5	・「教育水準の向上」に寄与する、インド経営大学院アーメダバード校(IIMA)の校舎の保全及び教室の改装のための寄付	(ii)にいう「教育水準の向上」に該当する。
	・「国家遺産、芸術、文化の保護(歴史的建造物及び遺跡の修復)」に寄与する、IIMAの校舎の保全及び教室の改装のための寄付	(ii)にいう「教育水準の向上」に該当する。
6	科学技術局の認可を受けた非学術インキュベーター(Technopark Technology Business Incubator; T-TBI)	科学技術局からの認可を受ければ、(ii)にいう「教育水準の向上」に該当する。
7	災害救助	
	・医療救護	(i)にいう「医療(予防医療を含む)の向上」に該当する。
	・食料援助	(i)にいう「飢餓・貧困・栄養失調の根絶」に該当する。
	・清浄水の供給	(i)にいう「安全な飲料水の確保」に該当する。
8	幹線道路周辺の交通事故における外傷治療	(i)にいう「医療」に該当する。

76) 厳密にいえば、2014年2月27日付公示(G.S.R. 130(E))により、全体を差し替えた後、2014年3月31日付正誤表を反映したものである。

9	インド国内におけるすべての農村開発プロジェクト	(x)に該当する。
10	食料援助をつうじた、給食政策等の政府スキームへの援助	(i)にいう「飢餓・栄養失調の根絶」に該当する。
11	法別紙Ⅶが列挙する分野に関する諸研究	それぞれの分野におけるCSR活動に該当する。または、(ii)にいう「教育水準の向上」に該当する。
12	予防医療又は社会的・経済的弱者の救済を目的とした公的保険制度の利用可能性及び利便性の向上	状況に応じて、(i)にいう「医療(予防的措置を含む)の向上」又は(iii)にいう「社会的・経済的弱者の不公平を軽減する手段の確立」に該当しうる。
13	スラム街の再開発又は経済的弱者層(EWS)住宅の建設	(iii)にいう「社会的・経済的弱者の不公平を軽減する手段の確立」に該当する。
14	再生可能エネルギープロジェクト	(iv)にいう「環境サステナビリティ」、「生態系バランスの確保」、「天然資源保護」に該当する。

(2014年通達第21号を加筆修正)

補遺5 法第198条による「純利益」の構成要素

法第198条第2項及び第4項に列挙された諸項目は、表10のとおりである。

表10 会社法第198条にいう「純利益」の構成要素

第2項(加算調整する項目)(credit to be provided)
· the bounties and subsidies received from any Government, or any public authority constituted or authorised in this behalf, by any Government, unless and except in so far as the Central Government otherwise directs
第4項(減算調整する項目)(permissible deductions)
(a) all the usual working charges
(b) directors' remuneration
(c) bonus or commission paid or payable to any member of the company's staff, or to any engineer, technician or person employed or engaged by the company, whether on a whole-time or on a part-time basis
(d) any tax notified by the Central Government as being in the nature of a tax on excess or abnormal profit
(e) any tax on business profits imposed for special reasons or in special circumstances and notified by the Central Government in this behalf
(f) interest on debentures issued by the company
(g) interest on mortgages executed by the company and on loans and advances secured by a charge on its fixed or floating assets
(h) interest on unsecured loans and advances
(i) expenses on repairs, whether to immovable or to movable property, provided the repairs are not of a capital nature
(j) outgoings inclusive of contributions made under section 181
(k) depreciation to the extent specified in section 123
(l) the excess of expenditure over income, which had arisen in computing the net profits in accordance with this section in any year, in so far as such excess has not been deducted in any subsequent year preceding the year in respect of which the net profits have to be ascertained
(m) any compensation or damages to be paid in virtue of any legal liability including a liability arising from a breach of contract
(n) any sum paid by way of insurance against the risk of meeting any liability such as is referred to in clause (m)
(o) debts considered bad and written off or adjusted during the year of account

(法第198条第2項及び第4項をもとに筆者作成)

【付記1】

本稿の脱稿（2020年8月末日）後、2020年改正会社法（2020年9月28日付）第27条により、法第135条について次の改正を行うこととされた。

（a）第5項第三但書の新設

第5項に定める「直近の3会計年度に計上した純利益の平均の2%（要支出額）」を超える支出を行った場合、超過支出相当額と次年度以降の要支出額を相殺する（次年度以降の要支出額の計算において超過支出相当額を控除する）ことを認めることとする第三但書を、第5項に新設する。

（b）第7項の差替え

第5号又は第6項を遵守しなかった会社及び当該会社の役員に対する罰則を定める第7項を、次のとおり差し替える。なお、役員に対する禁錮刑は、廃止される。

（i）会社に対して、①法別紙Ⅶに列挙された基金への要拠出額又は未支出 CSR 口座への要預入額に2を乗じた額と、②1,000万ルピーのいずれか小さいほうの額を、罰金として科す。

（ii）当該会社の役員に対して、①法別紙Ⅶに列挙された基金への要拠出額又は未支出 CSR 口座への要預入額に10分の1を乗じた額と、②20万ルピーのいずれか小さいほうの額を、罰金として科す。

（c）第9項の新設

第5項に定める要支出額が500万ルピーを超えない会社については、第1項に基づき CSR 委員会を設置せず、CSR 委員会の役割機能を取締役会が担うこととする第9項を新設する。

【付記2】

本稿は、日本私立学校振興・共済事業団「2020年度学術研究振興資金（The Science Research Promotion Fund）」及び2019年度滋賀大学経済学部学術後援基金による研究成果である。

参考文献

- Bombay Chamber of Commerce and Industry (BCCI) . 2018. *Legal Compliances in CSR: Section 135, Schedule VII and CSR Rules*.
- Ernst & Young. 2013. *Corporate Social Responsibility (CSR) : Opportunities and Challenges—Tax Perspective*.
- KPMG. 2020. *The Companies (Amendment) Act, 2020*. First Notes.
- Ministry of Corporate Affairs (MCA) . 2006. *The Companies Secretaries Act, 1980*. As amended by The Company Secretaries (Amendment) Act, 2006.
- . 2014a. *Notification Dated 27th February, 2014*. G.S.R. 130 (E) .
- . 2014b. *Corrigenda Dated 31st March 2014*. G.S.R. 261 (E) .
- . 2014c. *Notification Dated 7th August, 2014*. G.S.R. 568 (E) .
- . 2014d. *The Companies (Corporate Social Responsibility Policy) Amendment Rules, 2014*.
- . 2014e. *Notification Dated 24th October, 2014*. G.S.R. 741 (E) .
- . 2014f. *Clarifications with Regard to Provisions of Corporate Social Responsibility under Section 135 of the Companies Act, 2013*. General Circular No. 21/2014.
- . 2014g. *Clarifications with Regard to Provisions of Corporate Social Responsibility (CSR) under Section 135 of the Companies Act, 2013*. General Circular No. 36/2014.
- . 2015a. *Report of the High Level Committee (to Suggest Measures for Improved Monitoring of the Implementation of Corporate Social Responsibility Policies)*.
- . 2015b. *The Companies (Corporate Social Responsibility Policy) Amendment Rules, 2015*.
- . 2016a. *Report of the Companies Law Committee*.
- . 2016b. *Frequently Asked Questions (FAQs) with Regard to Corporate Social Responsibility under Section 135 of the Companies Act, 2013*. General Circular No. 01/2016.
- . 2016c. *The Companies (Corporate Social Responsibility Policy) Amendment Rules, 2016*.
- . 2017a. *Notification Dated 4th January, 2017*. G.S.R. 08 (E) .
- . 2017b. *Notification Dated 4th January, 2017*. G.S.R. 9 (E) .
- . 2018a. *Report of the Legal Sub Committee on Corporate Social Responsibility*.
- . 2018b. *The Companies (Specification of Definitions Details) Rules, 2014*. As amended by The Companies (Specification of Definitions Details) Amendment Rules, 2018.
- . 2018c. *The Companies (Corporate Social Responsibility Policy) Amendment Rules, 2018*.
- . 2019a. *Notification Dated 30th May, 2019*. G.S.R. 390 (E) .
- . 2019b. *The Companies Act, 2013*. As amended by The Companies (Amendment) Act, 2019.
- . 2019c. *Report of the High Level Committee on Corporate Social Responsibility 2018*.
- . 2019d. *Notification Dated 11th October, 2019*. G.S.R. 399 (E) .
- . 2019e. *Corrigenda Dated 19th November 2019*. G.S.R. 859 (E) .
- . 2020a. *Clarification on Spending of CSR Funds for COVID-19*. General Circular No. 10/2020.
- . 2020b. *Clarification on Contribution to PM CARES Fund as Eligible CSR Activity under item No. (vii) of the Schedule VII of Companies Act, 2013*. Office Memorandum.
- . 2020c. *The Companies (Corporate Social Responsibility Policy) Amendment Rules, 2020*. Draft.
- . 2020d. *Notification Dated 26th May, 2020*. G.S.R. 313 (E) .
- . 2020e. *Notification Dated 23th June, 2020*. G.S.R. 399 (E) .
- . 2020f. *The Companies (Appointment and Qualifications of Directors) Rules, 2014*. As amended by The Companies (Appointment and Qualifications of Directors) Third Amendment Rules, 2020.
- . 2020g. *The Companies (Corporate Social Responsibility Policy) Rules, 2014*. As amended by The Companies (Corporate Social Responsibility Policy) Amendment Rules, 2020.
- . 2020h. *Notification Dated 24th August, 2020*. G.S.R. 525 (E) .
- . 2020i. *The Companies (Corporate Social Responsibility Policy) Amendment Rules, 2020*.
- . 2020j. *The Companies (Amendment) act, 2020*.
- Ministry of Finance. 2019. *The Reserve Bank of India Act, 1934*.
- Ministry of Law and Justice. 2018. *The Companies (Amendment) Act, 2017*.
- . 2019. *The Companies (Amendment) Act, 2019*.
- . 2020. *The Companies (Amendment) Act, 2020*.
- Ramaiya, A. 2015. *Guide to the Companies Act*. Volume 2. 18th edition. LexisNexis.
- SKP. 2015. *An Insight into Corporate Social Responsibility Rules in India*.
- 赤塚尚之 . 2019. 「インドの Mandatory CSR—関連法規と会計指針—」『彦根論叢』(420) : pp. 52-70.
- 新日本有限責任監査法人編 . 2017. 『インドの会計・税務・法務 Q&A』第3版. 税務経理協会 .
- 西村あさひ法律事務所編 . 2020. 『インドのビジネス法務』有斐閣 .
- KPMG/あずさ監査法人インド事業室編 . 2016. 『インドの投資・会計・税務ガイドブック』第3版 . 中央経済社 .

Commentary: Section 135 of the Companies Act, 2013 and Relevant Rules as of 24/8/2020

Naoyuki Akatsuka

In India, Section 135 of the Companies Act, 2013 obligates a company with a net worth of five hundred crore rupees or more, a turnover of one thousand crore rupees or more, or a net profit of five crore rupees or more during the immediately preceding financial year to spend in every financial year at least 2 percent of the company's average net profit earned during the three immediately preceding financial years for CSR activities. Section 135 and Schedule VII of the Companies Act, 2013 and the Companies (Corporate Social Responsibility Policy) Rules, 2014 have been partly amended or substituted by the Ministry of Corporate Affairs (MCA) and the Ministry of Law and Justice at frequent intervals since 1/4/2014, which is their date of enforcement.

MCA has frequently issued General Circulars, Notifications, Corrigenda, and the Companies (Corporate Social Responsibility Policy) Amendment Rules to clarify how to apply Section 135 and Schedule VII of the Companies Act, 2013 since 1/4/2014. For example, MCA recently issued:

- (a) Notifications and Corrigenda to amend or substitute items (viii), (ix), and (xii) of Schedule VII of the Companies Act, 2013.
- (b) The Companies (Corporate Social Responsibility Policy) Amendment Rules, 2020 to insert a proviso in clause (e) of sub-rule (1) of Rule 2 and omit the tenor/proviso in Rules 4 and 6 of the Companies (Corporate Social Responsibility Policy) Rules, 2014.

The Ministry of Law and Justice has also frequently issued the Companies (Amendment) Act. The Ministry of Law and Justice recently issued The Companies (Amendment) Act, 2019 to insert a tenor in sub-section (5) of Section 135 and newly insert sub-sections (6), (7), and (8) in Section 135 of the Companies Act, 2013. Furthermore, the Ministry of Law and Justice issued the Companies (Amendment) Act, 2020 on 28/9/2020 to insert a tenor in sub-section (5) of Section 135, substitute sub-section (7), and newly insert sub-section (9) in Section 135 of the Companies Act, 2013.

As long as these situations persist, those people who are interested in “Mandatory CSR” in India shall update the entire understanding of the relevant acts and rules at all times. So this paper introduces the details of Section 135 and Schedule VII of the Companies Act, 2013 and the Companies (Corporate Social Responsibility Policy) Rules, 2014 as of 24/8/2020, especially for Japanese people who have some interest in “Mandatory CSR” in India. MCA issued a Notification to amend item (ix) of Schedule VII of the Companies Act, 2013 and the Companies (Corporate Social Responsibility Policy) Amendment Rules, 2020 as noted above on 24/8/2020. Unfortunately, in light of publishing schedule, this paper cannot fully reflect the Companies (Amendment) Act, 2020.

Keywords: Companies Act, 2013, Companies (Amendment) Act, 2019, Companies (Amendment) Act, 2020, Companies (Corporate Social Responsibility Policy) Rules, 2014, Companies (Corporate Social Responsibility Policy) Amendment Rules, 2020, CSR Committee, CSR Policy, Mandatory CSR in India.

JEL Classification Codes: K22, M41, M49

